

# 消費生活だより

令和5年1月号

こんにちは！岡山市消費生活センターです！  
今年から、「ピチピチ消費生活だより」と題名を新たにし、地域のみなさまへ、新鮮で身近な消費生活情報をお届けします。ぜひご家族やご友人の間で話題にしていだければと思います。

## 【事例】

「着物を買取る」と業者から電話があり来訪を許可した。

用意した着物は少し見ただけで、「貴金属はないか」としつこく聞いてきた。

断ったが長時間居すわられ、しかたなく指輪を見せると強引に買い取られた。後で調べると相場の半値以下だった。



## 【ひとことアドバイス】



※消費者庁イラスト集より

★電話で着物など不用品を買い取ると言いながら、実際には貴金属を強引に買い取る「押し買い」のトラブルが後を絶ちません。

★法律で、事前に電話で勧誘した物品以外の買い取りを勧誘することは違法です。

★契約後も書面の交付日を含め8日以内ならクーリングオフできます。しかし、渡したものが確実に戻る保証はありません。

★業者の来訪の際には、一人で対応せず、できるだけ近所の人や家族に同席してもらうようにしましょう。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

## 岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

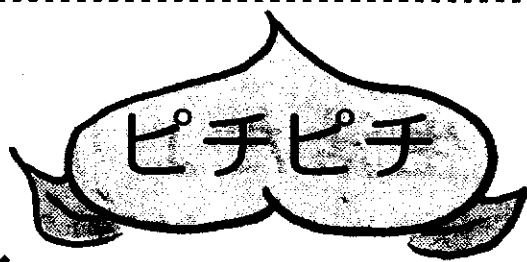
(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

岡山市消費生活センター公式LINEで  
最新の消費生活情報をチェック！





# 消費生活だより

令和5年2月号

こんにちは! 岡山市消費生活センターです!  
今月1日より新たに、『消費生活相談フォームによる相談』を開始しました。電話や来所によるご相談だけでなく、こちらもぜひご利用ください。  
今月も、身近な情報をお届けしますので、ご家族やご友人の間で話題にしていだければと思います。

## 【事例】

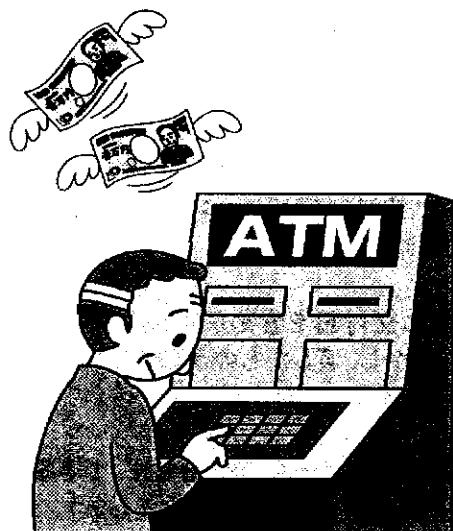
市役所の保険課を名乗る電話があり、「介護保険料の還付金が3万円位あるが申出の期限が過ぎているので電話をしている。ATMに行けば、現金で還付するので今すぐ行ってください」と言われた。

確認するといい電話を切ったが、本当に市役所からの電話だったのだろうか?



## 【ひとことアドバイス】

- ★市役所には現在、保険課という名称の部署はありません。
- ★還付金詐欺の電話と思われるため、確認するといい自分から電話を切った対応は良かったと思われます。
- ★市役所などの公的機関が還付金受け取りのためにATM操作を行うよう電話をすることはありません。
- ★ATMという言葉が出た段階で、こちらから電話を切るようにしてください。
- ★不審な電話には絶対に話に乗らないようにしましょう。



※消費者庁イラスト集より

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

## 岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月~金曜日 9時~16時

(祝日・年末年始除く)

消費生活相談  
フォームによる  
ご相談は  
こちらから→

